

「一般財団法人 高知放送エヌ・ピー・オー・高齢者支援基金(RKC 高齢者支援基金)」

助成支援プログラム

令和8年度

1. 目的

一般財団法人高知放送エヌ・ピー・オー・高齢者支援基金（以下「支援基金」という。）助成支援プログラムは、高齢者福祉を目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）、及びこれに類するボランティア団体等の諸活動を助成支援することにより、高齢者福祉の推進及び高齢者の社会貢献活動の活性化を図ることを目的とします。

2. 対象者

高知県内を拠点に、高齢者福祉を目的とした社会貢献活動等を継続的に行う特定非営利活動法人（NPO法人）、及びこれに類するボランティア団体等

3. 対象事業

高齢者福祉の推進及び高齢者の社会貢献活動の活性化を図ることを目的とした次に掲げる活動で、広く地域に還元されるものを対象とします。

- ① 高齢者の生活支援活動（家事援助・介助、配食、移送等）
- ② ボランティア活動（清掃活動、美化活動、レクリエーション活動、子育て支援、子どもの貧困対策等）
- ③ 文化活動（音楽、芸能、歴史活動、伝承活動等）
- ④ 創作・生産活動（陶芸、手芸、木工、健康農園等）
- ⑤ 地域の支え合いのしくみづくり（災害時の高齢者の避難対策や近隣のコミュニティ活動など）
- ⑥ その他地域の特色を生かした活動で、高齢者福祉の推進及び高齢者の社会貢献活動の活性化を目的としたもの

ただし、次に掲げるものは助成対象としません。

- ① 他の助成制度・補助制度等による資金援助が決定している事業
- ② 宗教的・政治的宣伝意図を有するもの
- ③ 営利を目的としたもの
- ④ 介護保険法及び障害者総合支援法などの法定サービスの事業
- ⑤ 行政等の委託事業
- ⑥ 前年度に本助成支援プログラムにより助成した団体

4. 対象経費

事業を実施するために必要な次の経費とし、経常的な経費（人件費、光熱水費等）は対象としません。

諸謝金（外部講師に限る）、旅費交通費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、賃借料、その他必要と認められる経費

5. 対象事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

6. 助成金額

1 団体あたり上限 50 万円とし、総額 300 万円以内の範囲で助成します。

なお、助成金額以内の申請であっても、選考の結果、申請金額を減額のうえ決定する場合があります。

7. 募集期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 12 月 19 日（金） 必着

8. 助成金の申請

助成金を希望する団体は別記第 1 号様式により、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に申請してください。

なお、申請内容について問い合わせや、追加資料の提出をお願いする場合があります。

9. 助成金交付団体及び助成金交付金額の決定

県社協による申請書の審査を経て、支援基金理事会において助成金交付団体及び助成金交付金額を決定します。

（3 月下旬を予定）

支援基金理事会における選考結果は、県社協会長から申請団体に通知します。

10. 助成金の交付

助成金の交付は、金融機関を通じて指定口座に振込みます。

なお、助成金の贈呈式を 4 月下旬に高知市内で行う予定です。

11. 実施報告の義務

助成金の交付を受けた団体は、**助成対象事業を完了した日から 1 か月以内**に、別記第 2 号様式による実施報告書を、使用した経費の領収書（コピー可）と事業実施時の写真を添付のうえ県社協に提出していただきます。

なお、**3 月 16 日以降に事業が完了する場合は、4 月 15 日までに**実施報告書を提出していただきます。

12. 助成金の返還

次の場合には、交付決定の取り消し及び助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

- ① 助成金を使用した額が助成金の交付決定額に満たなかった場合
- ② 助成事業の実施が困難となったとき
- ③ その他、申請、実施報告の内容に虚偽があるなど、支援基金理事長が助成金の返還が必要と判断したとき。

13. その他

助成対象事業について、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ、動画投稿サイト等で報道、掲載すべく、取材等を受けていただく場合があります。

実施報告書に添付していただく写真は、上記媒体のほか、支援基金助成支援プログラムの募集告知 CM 等にも利用させていただく場合があります。